

焼津カレンダーの広告掲載に関する運用基準

令和2年5月1日制定

(趣旨)

第1 この運用基準は、焼津カレンダー（以下「カレンダー」という。）の広告掲載に関して必要な事項を製作者である一般社団法人焼津市観光協会（以下「当協会」という。）が定めるものとする。

(掲載広告の基準)

第2 カレンダーに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
 - (2) 内容が不明確なもの
 - (3) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの
 - (4) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
 - (5) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの
 - (6) 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
 - (7) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの
 - (8) 個人や団体等に対する誹謗中傷とみなされるもの、又は誤解を与える表現のもの
 - (9) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法及び返品条件などが不明確なもの
 - (10) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - (11) 求人広告
 - (12) 解雇広告
 - (13) 酒などの健康的・教育的配慮が必要なもの
 - (14) 火薬、危険度の高い金融商品などの消費事故が想定されるもの
 - (15) オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの
 - (16) その他、当協会が適当でないと認めたもの
- (広告の規格及び位置等)

第3 広告の規格及び位置等は、下記のとおりとする。

- (1) 規格は、1 枠 縦 580mm×横 84 mm、2 枠 縦 580mm×横 170 mm、
4 枠 縦 580mm×横 340 mm とする。
- (2) 位置は、1 月から 12 月までの各ページの上段、下段とする。
- (3) 掲載枠は、最大 96 枠（各ページ 2 枠～8 枠）とする。
- (4) 広告には、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の名称及び
連絡先を表示しなければならない。

（広告の掲載料）

第4 広告の掲載料は、30,000 円（1 枠）、70,000 円（2 枠）、150,000 円（4 枠）
とする。

（広告の募集）

第5 募集枠数を超えない場合は、当協会が別に定める。

（広告の申込基準）

第6 広告掲載申し込みができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものと
する。広告掲載中であっても該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 反社会的勢力であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する
法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (5) たばこやギャンブルに係るもの等青少年の健全育成に反するもの（宝くじに
係るものは除く）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 興信所・探偵事務所
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの

2 広告掲載を希望する者は、各種法令等に違反し、若しくは疑いを持たれてはな
らない。

3 広告掲載を希望する者は、公の秩序、若しくは善良の風俗に反するもの又はそ
の疑いを持たれてはならない。

（広告の申込手続き等）

第7 広告の掲載を希望する者は、焼津カレンダー広告掲載申込書に掲載しようと
する広告の概要を添えて、当協会が指定する期間内に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第8 当協会は広告掲載の申込書が提出された場合、広告掲載希望者が第6の規定

を満たしているか審査をすることができる。

2 広告掲載希望者が、第3第1項第3号に規定する枠数を超えたときは、原則として各ページで枠が大きいサイズの掲載希望者を優先とする。但し、市内業者を優先の上、当協会の判断を踏まえ、抽選により決定する。

3 当協会は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知する。

(広告の掲載手続等)

第9 広告主は、当協会が指定する納付期限までに掲載料を納入しなければならない。

2 広告の原稿は、当協会が指定する期日までに原稿・データ（指定データ）で提出するものとする。

(広告内容、デザイン等の注意義務及び指導)

第10 広告の内容及びデザイン等については、当協会の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主は最善の注意を払う義務を負うとともに、当協会は広告主に指導できるものとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、前項に規定するもののほか、当協会が別に定める。

(広告内容等の変更要求)

第11 当協会は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12 当協会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) その他カレンダーへの広告掲載が適切でないと当協会が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりその旨を当協会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返

還しない。

(裁判管轄)

第14 この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、焼津市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第15 この基準に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に当協会が定める。

附則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

この基準は、令和2年5月1日から施行する。